

ID: 930

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の受給資格の喪失		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第17条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第17条の規定による。 (支給要件) 第17条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日